



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 253号 2011.2.4 発行 社会政策研究所

各地から普段よりも少し範囲を広げてニュースをお届けします。2月4~6日は、北九州や大津、東京などで中身の濃いイベントが重なっています。参加される方は日頃のネットワークを広げたり強めたりする絶好の機会です。ここに紹介した話題で取っ掛かりを作るのも良いかもしれません。【kobi】

社説：若者と社会 ギャップイヤーのすすめ

朝日新聞 2011年2月3日

大学をすでに出た人も、数年間は新卒者と同じ扱いで採用します。そう踏み切る企業が相次いでいる。

就活市場が厳しさを増す中、若者の再挑戦に門戸をもっと開いてと、政府が要請していた。企業には選ぶ対象を広げ、より多様な人材をさがす狙いもあるという。

学校というエレベーターを大学まで上昇し、22歳かそこらで企業社会に一齐に押し出される。このシステムは、いまや産業構造の変化や大学進学率の伸びにマッチしなくなっている。

だとしたら、単なる未就業者救済策からもう一步、踏み出したい。就職前の1~2年、有意義な「寄り道」をすることを、世の中が認知する。そうやって教室では得がたい力を蓄えた人材を、企業が評価し、積極的に採る。そんな仕組みを作れないか。

英国で定着した「ギャップイヤー」という慣行がある。人生のすき間の1年、とでも訳せるだろう。

大学入学の資格を得た若者が、数カ月から十数カ月の間、学業を離れ、国内外でボランティア活動や就業体験をする。大学は入学延期を認めたり、その間の学費を免除したりする。

毎年十数%の学生が利用し、あのウィリアム王子も大学入学前、南米でボランティアを経験した。英企業には、有益なギャップイヤー経験者はコミュニケーション能力などが優れている、との評価が定着しているという。

「日本でもギャップイヤーを」と言う声は少しずつ広がっている。

国際協力機構が派遣する青年海外協力隊のうち、毎年300人ほどは大学新卒者。途上国に赴き、村に入り、現地との協働に汗を流す。だが任期を終え就職しようとしても、多くは中途採用の扱いだ。「彼らの経験を評価する仕組みがあれば」と協力隊事務局。

海外でなくてもいい。学校や児童養護施設での学習支援、高齢化団地のコミュニティづくり。若者中心のNPO活動が盛んになっている。スタッフとして一定期間働いたことが、のちの就活に有利に働くとなれば、そうしたNPOにも元気が出るだろう。

4年前の政府の教育再生会議の報告でも、ギャップイヤー導入を提案している。単位に認める形でとり入れる大学も、一部で出てきた。

英国のように、ボランティア活動のあっせんや助言を行う団体があってもいい。ギャップイヤー奨学金のような形でもり立てる手もある。

学校と社会をつなぐ「複線コース」が必要な時代。内向き族に海外体験を促し、企業人になる前に一度は社会の課題に向き合わせる。それは「新しい公共」の頼もしい担い手にもなる。

日本版ギャップイヤー。企業の採用担当者や大学関係者のみなさん、一考の価値あり、では。

これが言いたい：社会が「排除」を克服できるか、今こそ問われる = 山崎公士

毎日新聞 2011年2月3日

障害者権利条約の理念実現を - - 神奈川大教授・山崎公士

東京・JR山手線の目白駅で先月、全盲の男性がホームから転落し、電車にはねられ亡くなる痛ましい事故があった。障害者が日常の生活でいかに危険にさらされているかの一端が如実に表れた。早急にホーム柵を設置することで、障害のある人たちの社会参加を阻む要因を取り除く必要がある。

障害のある人もない人も共に楽しく暮らせる社会を目指す「障害者権利条約」が06年12月に国連で採択された。08年5月に発効したが、日本はまだ批准していない。

世界でも日本でも、社会の仕組みは「障害のない人」を基準に作られてきた。その中で、障害のある人は、公共交通の利用や公教育への就学、就労、情報メディアの視聴など、さまざまな場面で不利な立場に置かれ、社会的に排除されてきた。

だからこそ権利条約は、障害者を保護の客体から権利の主体へと転換し、障害者に対する社会的排除と障害の有無による格差の是正を打ち出した。日本の障害者団体はかねて条約の批准と、それを実現する国内法の整備を求めてきた。そして、これに呼応する形で内閣に「障がい者制度改革推進本部」(本部長・内閣総理大臣)、その下に「障がい者制度改革推進会議」が置かれている。

推進会議の構成員24人中14人が障害当事者やその家族であり、当事者の視点から議論をしている。昨年1月から12月まで29回会合し、これまでふたつの意見を取りまとめた。第1次は障害者基本法の改正や障害者差別禁止法などの制定方針、第2次で基本法改正の目的、内容を示した。

条約を踏まえた改革が実現するとまず、障害を理由とする差別の禁止が法律で規定される。条約は障害を理由とする「直接差別」だけでなく、表向き中立的に見えても、実は障害者だけに不利益な効果を生じさせる「間接差別」も差別とする。視覚障害者に通常の答案用紙しか渡さない場合などがこれにあたる。

さらに、実質的な平等を確保するための配慮をしない「合理的配慮の欠如」も差別と位置づける。例えば、経営基盤が安定した私企業が、地下でレストランを経営してエレベーターを設置しない場合、車椅子利用者への「合理的配慮」に欠ける差別とみなされる。ただし小規模な企業の場合、その限りではない。

第二に障害者が施設内でなく地域で生活し、社会に参加する権利が認められる。

また、手話が一つの言語として認められ、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶ「インクルーシブ教育」が原則となる。

*

しかし、実現は前途多難である。推進会議によるヒアリングでは、現行法でも条約の趣旨は十分に生かせるとして、会議の望む方向とは異なる見解を示す中央官庁も少なくない。

菅直人首相は通常国会の施政方針演説で今国会に基本法改正を提案し、「総合的な障がい者福祉制度」の導入を検討すると表明した。障害者に情報アクセスとコミュニケーションの手段を保障することや、インクルーシブな教育制度の構築など、私たちの意見が施策に反映されれば、障害を持つ人たちがより、生きやすい社会が実現する。条約も当然、批准されることになる。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」。これが条約を象徴する標語である。政府

がこの意味を真摯（しんし）に受け止め、制度改革を進めることを切に望みたい。

やまざき・こうし

専門は国際人権法・人権政策学。障がい者制度改革推進会議の構成員を務める。

透察：トリプル投票 / 8 佐野有美さん 福祉行政

毎日新聞 2011年2月2日 中部版

バリアフリーの具体策は？ - 「手足のないチアリーダー」著者・佐野有美さん

- 小学校入学を希望した際、当初「前例がない」と教育委員会に言われた。

前例がないのではなく、支え合う心がないのではないかと思う。見た目で「無理」と決めてしまうのではなく、まず何ができるのか話を聞いてほしい。障害があるから無理だと決めつけられるのは悲しいことだ。

小学校では先生も友達も「障害があるからやらなくていいよ」とは言わず、助言や手助けをしてくれた。高校チアリーディング部時代、部員たちは踊りを見る私に「どうだった」と聞いてくれた。どんな障害を持っていてもできることは必ずある。小学校に通いたいという障害を持つ子供がいたら、目を向け、支え合ってほしい。

- 選挙では福祉がいつも公約になる。

車椅子を手でこぐ人には砂利道は不便。階段の多い店は入りたくても我慢しなければならない。駅のエレベーターが遠くにある場合、遠回りをすることになる。友人と一緒に、友人にも負担をかけてしまう。視覚障害者や足にけがをしている人にとっても、すべての駅のバリアフリー化は必要だ。候補者には「こうしたい」ということばかりが多い。実現のためにどう行動するのか、具体的に示すべきだ。

- 6日投票の愛知県知事選。どんな知事像を求めるか。

みんなで助け合いまとめるのが知事。共に考え、人間として信頼できる人を選びたい。国政レベルでは、政治家は「国民のため」を目的にしながら、互いに悪いところを言い合っているようで、助け合う気持ちを感じられない。支え合いや感謝を感じられない世の中になっていると思う。もっと視野を広げ、助け合うことや、人と人とのつながりに目を向ければ、障害者や福祉の問題も解決されていく。愛を知ると書く愛知。愛があふれる県になってほしい。【聞き手・岡村恵子】 = つづく

=====

さの・あみ

愛知県豊川市出身、20歳。先天性四肢欠損症のため左足の3本の指で、食事や字を書くなどの日常動作をこなす。現在事務職をしながら、講演やボイストレーニングを行う。

手帳所持10年で倍に 県内の軽度知的障害者ら

神戸新聞 2011年2月3日

知的障害児・者らに交付される療育手帳のうち、県内の軽度障害の所持者が2009年度末で9378人に上り、10年間でほぼ倍増していることが、県障害福祉課の調べで分かった。同課は「県が06年度から発達障害を交付対象にしたほか、障害への理解が進み、手帳を持つことへの抵抗感が薄れたり、障害者枠での就労が可能になったりすることが背景にあるのではないか」としている。

療育手帳は、県と神戸市が障害の程度を判定し、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に分けて交付する。所持者は公共交通機関の料金割引や、障害者枠で就労できるなどの福祉の制度が利用できる。

09年度末の所持者数は、1999年度末と比べ、軽度は1.9倍で、重度（1.6倍）や中度（1.3倍）より伸びが大きい。

軽度の内訳は、18歳未満が4938人で99年度末比で3.3倍に急増、18歳以上

が4440人で同1・3倍になっている。増加分の約3割は「自閉症」など発達障害児・者が占めた。

同課は、発達障害者支援法（05年施行）や、障害者自立支援法（06年施行）によって、福祉サービスの幅が広がったことや、障害への理解が進んだことが背景にあるとみている。

さらに、神戸市障害者更生相談所（同市兵庫区）によると、ここ3、4年、リストラで職を失ったのを契機に新規に手帳を申請し、軽度が交付される30～40代の人が目立っているという。西宮市障害福祉課の松本寛課長は「軽度の人に対しての就労支援の充実や、周囲の理解が一層求められている」と話している。（網 麻子）

医療・福祉産業給与、前年比3.1%減-厚労省

キャリアブレイン 2011年2月2日

厚生労働省がこのほど発表した2010年の「毎月勤労統計調査」（速報）によると、従業員数が5人以上の事業所における1人当たりの月間の平均現金給与総額は、医療・福祉業界で前年比3.1%減の29万7647円だった。全産業の平均現金給与総額は、0.5%増の31万7092円。

医療・福祉産業には、病院や一般診療所、特別養護老人ホームなどが含まれる。同産業の所定内給与は23万4773円（前年比2.8%減）、所定外給与は1万4710円（同1.3%減）、賞与など特別に支払われた給与は4万8164円（同3.9%減）だった。

また、同産業の総労働時間は前年比0.5%減の137.2時間で、大きな変化はなかった。所定内労働時間は131.8時間、所定外労働時間は5.4時間だった。

一方、労働者総数は533.9万人で、前年から3.7%増加した。入職率は0.22ポイント減の1.93%、離職率は0.15ポイント減の1.72%だった。

新燃岳噴火1週間：「レベル4」も現実味/都城市は前倒しで避難対策検討

毎日新聞 2011年2月3日

宮崎、鹿児島県境の霧島山系・新燃岳（しんもえだけ）（1421メートル）噴火の活発化は2日で1週間になった。この間、計8回の爆発的噴火があり、両県では2日夜現在で360人が避難している。今後更に大きな爆発的噴火がある可能性もあり、火砕流など大規模災害への警戒が続く。避難場所の確保や健康被害対策も急務だ。【夫彰子、徳野仁子】

新燃岳の噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）から3（入山規制）に引き上げられたのは噴火が活発化した1月26日。気象庁火山課によると、警戒レベルや規制範囲は地震や地殻変動、噴煙柱の高さなどの測定結果を基に決める。ただ「噴石がどこまで飛び、火砕流がどこまで到達するかは予測困難」（同課）。新燃岳では1日朝の4回目の爆発で火口から半径3キロの規制範囲を超えた地点で噴石が確認され、気象庁は規制を同4キロに広げた。

気象庁の噴火警戒レベル制度は、自治体が住民に避難勧告・指示を出す参考基準として07年12月に定められた。国内では新燃岳や長野、群馬県境の浅間山、鹿児島・桜島のレベル3が最高で、避難準備の4や避難の5が出たことはない。

新燃岳の警戒レベルは上がるのだろうか。九州大の松島健准教授（固体地球物理学）は「今後、溶岩ドームを吹き飛ばすような大規模噴火が起きる可能性はある」と指摘。気象庁は「仮に警戒を強めるなら規制範囲拡大ではなく、警戒レベルを上げることになる」としており、国内初のレベル4以上は現実味を帯びている。

レベル4以上を念頭に動き始めた周辺自治体もある。宮崎県都城市は避難対象を火口から半径10キロ圏内の279世帯645人と想定。全員の避難場所を確保し、更にうち120世帯136人の高齢者や障害者については避難援助要員も決めた。市は「たとえレベ

ル4でも市独自の判断で避難指示を出すこともある」としている。

1月30日深夜、513世帯1158人に避難勧告を出した同県高原(たかはる)町は、2日午後も135人が避難生活を余儀なくされている。町は今後警戒レベルが上がれば更に避難を検討する。鹿児島県霧島市も特別養護老人ホームや病院など市内21施設に、入院・入所者の避難準備を促した。

一方、火山灰の健康被害も懸念される。00年の東京・三宅島の噴火で住民の健康被害を調査した理化学研究所の石峯康浩さんは「呼吸器系への被害が大きい。灰が降る場所に行くのをなるべく避け、灰の中で作業をする場合は防塵(ぼうじん)マスクをつけてほしい」と呼びかける。

火山灰は非常に細かい粒子で、肺の奥深くに入る場合もある。大量の火山灰にさらされると、健康な人でもせきが出たりのどの炎症を引き起こすことも。ぜんそくや気管支炎患者は呼吸困難になる恐れがあるという。「マスクがなければぬらしたタオルでも代用できる」と石峯さんは言う。

また、火山灰粒子は眼球を傷つけやすく、コンタクトレンズの内側に付着すると、角膜剥離になることもあるため、石峯さんは「ゴーグルなどで目の保護を」と話している。

福祉法人がパー券購入 長崎県が改善勧告

西日本新聞 2011年2月3日

長崎県は2日、松田正民県議(自民党県連幹事長)が理事長を務めていた社会福祉法人「民生会」(同県佐世保市)が、不適正な会計支出をしていたとして、改善勧告(1日付)を行ったことを明らかにした。不適正支出総額は同県連の政治資金パーティー券の購入経費など計470万円。

民生会は、知的障害者の施設や共同生活介護施設を運営し、国や県、市町から年間約6億円の自立支援給付費を受けている。県監査指導課は、寄せられた内部の情報を基に1月19-27日に特別監査を実施した。

政治資金パーティーは2006-10年に3回開かれた「自由民主党長崎県政経セミナー」で、総額350万円だった。県は「社会福祉法人の本来業務に関係のない支出」と指摘。松田県議のプレザー代などを計上した被服費や職員の研修旅費の一部も不適正とした。

また民生会職員2人が勤務時間中、松田県議の政治活動に関連した車の運転や連絡に当たったことを「不適当な業務外従事だった」と認定した。

松田県議は1月末、責任を取る形で理事長を辞任。不適正支出のうち450万円を民生会に返納し、残りも支払う意向という。松田県議は取材に「認識が甘かった。反省している」と話した。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行